

随意契約理由書

1 案件名称
情報閲覧装置保守業務委託

2 契約の相手方
NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、情報閲覧装置の機能を保持するための保守を行うものである。
情報閲覧装置は、NEC ネットエスアイ株式会社が装置の設計を行い、構築したものであり、今回の業務においては、情報閲覧装置の各種設定及び構成等を熟知する上記業者が本業務を実施できる唯一の事業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
危機管理室危機管理課（06-6208-9795）

随意契約理由書

1 案件名称

映像出力装置及び視聴覚設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、映像出力装置及び視聴覚設備の機能を保持するための保守点検を行うものである。

映像出力装置及び視聴覚設備は、協和テクノロジーズ株式会社が装置の設計を行い、構築したものであり、今回の業務においては、映像出力装置及び視聴覚設備の各種設定及び構成等を熟知する上記業者が本業務を実施できる唯一の事業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9795）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市防災行政無線設備・システム保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

本委託は、防災行政無線設備・システム(以下「当設備等」という)が正常に動作するために(株)日立国際電気に保守業務を委託するものである。

防災行政無線設備については、固定系と同報系があり、同報系については平成2～3年度に444局設置し、平成27～28年度には121局を緊急整備して増設している。令和1～2年度のデジタル化工事により当初設置の444局が新たにこれまでのアナログからデジタル方式に変更を行ったのと併せて、指令卓から文字入力により同報系防災行政無線設備へ配信できるシステムを整備しており、これまでも含め全てのシステム含めた無線設備一体についての工事・製作・据付・施工・保守について(株)日立国際電気が請け負っている。

当設備等の保守を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該機器・システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

随意契約理由書

1 案件名称

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システム運用業務

2 契約の相手方

株式会社エレクトリック・マテリアル

3 随意契約理由

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システムは、有事の際に要配慮者支援施設職員の携帯電話等に対し、緊急情報の自動メール配信や避難情報などの緊急通知メールを迅速かつ的確に配信することを目的とした極めて重要なシステムであり、いかなる危機事態発生時においても確実にその業務を遂行する必要があることから、常にその機能を万全な状態に維持することが重要である。

要配慮者支援施設職員向け緊急通報システムは、株式会社エレクトリック・マテリアルが有するパッケージを元に開発されたシステムであるため、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9851）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託
- 2 契約相手方
株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、令和3年4月1日からユーザーに対してリリースし、運用を開始したところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内でのOSバージョンアップ、セキュリティ対応（ウイルス定義ファイル更新など）、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンに対し、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

随意契約理由書

1 案件名称

危機管理情報システム秘匿化通信網提供等サービス業務

2 契約相手方

アイテック阪急阪神株式会社

3 随意契約理由

本業務は、緊急時に防災情報を迅速・確実に伝達をすることを目的として整備した危機管理情報システムにおいて、情報セキュリティ対策の強化のため、本市危機管理情報システムネットワーク経路の秘匿化とインターネット回線の集約化を行うものである。

本市危機管理情報システムネットワーク経路の秘匿化と集約化は、上記業者が所有するネットワークを利用して、本市閉域網ネットワークを構築し、サービスとして提供・運用しているものであることから、上記業者が本サービスを提供できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年能登半島地震発災に伴う職員派遣に係る人員搬送

2 契約の相手方

日本交通株式会社

3 随意契約理由

令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災者支援のため本市職員を被災自治体へ派遣する必要が生じた。当初3月末までの派遣予定であったが、急遽輪島市からの要請により5月末まで延長することとなったが、派遣規模が変更となる可能性がある。

4月の派遣日程が迫る中、派遣規模の確定や関係先との調整に時間を要することから仕様書を作成することができず、入札する時間がない。

また、緊急の必要により対応できる業者を調査するため7社に下見積を依頼したところ、5月が繁忙期なこともあり、現在の日程で手配可能な会社は日本交通株式会社しかなかった。

現在大阪市と日本交通株式会社は、「令和6年能登半島地震発災に伴う職員派遣に係る人員搬送」で3月末まで契約を締結している実績もある。

このことから、今回の人員輸送を円滑に実施することのできる唯一の事業者である上記事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-9808）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度同報系防災行政無線設備・システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

本委託は、同報系防災行政無線設備・システム(以下「当システム」という)の改修業務を(株)日立国際電気に委託するものである。

防災行政無線設備については、同報系防災行政無線設備の設置工事及びデジタル化対応に伴う同報系防災行政無線設備へ配信できるシステムの整備を実施しており、これまでも含め全てのシステム含めた無線設備一体について工事・整備・保守を(株)日立国際電気が請け負っている。

本案件は、当システムのオーバーホール及び淀川・大和川 C 区域定型文追加並びにうめきた公園南部の無線設備整備に伴う当システムの改修を実施するものである。

当システムの改修を行うには、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市災害時市民向け情報提供システム改修業務委託

2 契約相手方

株式会社 ドーン

3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム(以下、「本システム」という。)は、株式会社ドーンが開発し、本市が令和3年4月1日から運用を開始している。

今般の機能改修は、熱中症警戒及び鉄道運行情報のシグナル追加、一時滞在施設の表示等、本システムのコンテンツをより充実させるためのものであり、株式会社ドーンが開発したアプリパッケージへの機能追加であるため、株式会社ドーンが本業務を実施できる唯一の事業者である。

以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、株式会社ドーンと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

随意契約理由書

1 案件名称

地震被害想定見直し業務に係る固定資産台帳データ抽出業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本市における地震被害想定は、「上町断層帯等地震（直下型）」で平成 18 年度、「南海トラフ巨大地震（海溝型）」で平成 25 年度にそれぞれ公表したものである。

このような中、大阪府は令和 5 年度より大阪府防災会議内に「地震津波災害対策等検討部会」を設置し、各被害想定の見直しを行っているところである。

被害想定の見直しを進めるにあたり、大阪府から府内全市町村に対し建物被害（全壊や半壊棟数）や人的被害を算出する基礎資料として固定資産台帳データの提供を依頼された。

本市は、大阪府と連携し市域内のより詳細な被害想定（町丁目単位）を大阪府が公表する被害想定データを基に検討を行い、大阪市地域防災計画等に反映する必要があることから、本市の固定資産台帳データの提供に協力する必要がある。

株式会社日立製作所は固定資産台帳システムのデータベースやプログラムの詳細仕様を熟知しているのみならず、システムの保守点検業者でもあるため、本市依頼に基づき固定資産データの抽出等の情報管理を行うことができる唯一の業者である。

上記理由により、本件は本市固定資産台帳システムの保守点検業者である株式会社日立製作所関西支社に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7384)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市防災情報システム改修業務委託

2 契約相手方

日本アイ・ビー・エム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市防災情報システムの長周期地震動に関する電文の取込・情報配信等の改修作業を実施するものである。

当該システムは、日本アイ・ビー・エム株式会社が保有するパッケージを元に開発されたシステムであり、改修作業においても、システムの各種設定及び構成等の管理情報を保有するベンダである上記業者が、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 (電話番号 06-6208-9795)